

久喜市家庭教育学級事業補助金要綱の一部を改正する等の告示を次のとおり
公布する。

令和8年7月9日

久喜市教育委員会

教育長 柿 沼 光 夫

久喜市教育委員会告示第18号

久喜市家庭教育学級事業補助金要綱の一部を改正する等の告示

別紙のとおり

久喜市家庭教育学級事業補助金交付要綱の一部を改正する等の告示

(久喜市家庭教育学級事業補助金交付要綱の一部改正)

第1条 久喜市家庭教育学級事業補助金交付要綱（平成22年久喜市教育委員会告示第29号）を次のように改正する。

第1条第1項中「PTA又は保護者会（以下「PTA等」という。）」を「市内の保育園、幼稚園若しくは認定こども園又は小学校、中学校若しくは義務教育学校（以下この項において「学校等」という。）を活動拠点とした学校等に在籍する園児、児童又は生徒の保護者が組織する団体（以下この項及び次条において「保護者団体」という。）」に、「市内の保育園、幼稚園若しくは認定こども園又は小学校、中学校若しくは義務教育学校に設置されたPTA等」を「保護者団体」に改める。

第2条中「PTA等」を「保護者団体」に改める。

(久喜市中学生社会体験チャレンジ事業推進委員会要綱の廃止)

第2条 久喜市中学生社会体験チャレンジ事業推進委員会要綱（平成22年久喜市教育委員会告示第12号）は、廃止する。

(久喜市PTA連合会育成事業補助金交付要綱の廃止)

第3条 久喜市PTA連合会育成事業補助金交付要綱（平成22年久喜市教育委員会告示第30号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(久喜市家庭教育学級事業補助金交付要綱の一部改正に伴う経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の久喜市家庭教育学級事業補助金交付要綱の規定に基づき提出されている補助金の申請書については、この告示による改正後の久喜市家庭教育学級事業補助金交付要綱の規定に基づき提出された補助金の申請書とみなす。